

「教育臨床総合研究 6 2007研究」

義務教育における戦後音楽科教科書の変遷に関する分析的考察（1） ～ 小学校の鑑賞教材を中心として ～

A Analytical Approach to the Postwar Change in a Music Department Textbook
of a Compulsory Education Stage（1）

～ Mainly on the appreciation teaching materials of an elementary school ～

高旗 健次
Kenji TAKAHATA

高田 明日香
Asuka TAKATA

要 旨

本研究は、戦後から今日に至るまでの日本の小学校の音楽科教科書において、どのような鑑賞教材が取り上げられてきたのか、その変遷と傾向を、戦後の学習指導要領の内容もふまえて明らかにしたものである。

研究の方法としては、教科書発行会社を3社に限定した上で、現行のものから10年ごとに7回に区切ってさかのぼり、どういった鑑賞教材が教科書の中に取り上げられているのか、それらを年代ごと、および教科書発行会社ごとに比較し考察を行なった。

〔キーワード〕教科書、教材、鑑賞共通教材、学習指導要領

はじめに

我が国の、現在の義務教育段階における音楽の教科書には、音楽作品（楽曲）そのものを教材として盛り込まれているものがほとんどである。そもそも国の制度として音楽教育が出現するのは、学制が公布された明治5年以降とされているが、「鑑賞教育、歌唱教育、器楽教育」といった3つの柱をベースとした教育の施行がスタートした昭和16年以前は、「尋常小学読本唱歌」や「中等唱歌」に代表されるように、歌唱教材のみが、わが国の学校音楽における教材として取り扱われてきた。この昭和16年には、教科書はすべて文部省（現在は文部科学省）の国定教科書として刊行された。現在のように法的な規範力を持つ学習指導要領が告示されたのは、昭和33年以降のことである。制度的には昭和24年以降、民間の教科書発行会社が学習指導要領や教科用図書検定基準などに基づいて教科書を制作し、文部省が検定した教科書を教師及び児童・生徒が使用するようになり¹⁾、その制度は今日も続いている。第3次学習指導要領が告示されて以降の教科書発行会社の数は、中村紀久二らの研究調査²⁾によると、告示から1年後の昭和34年には小学校のものが8社、中学校のものが10社であった。ところが、その数は時代とともに減少し続け、現在では小学校のもので3社（教育芸術社、教育出版、東京書籍）、中学校のものでわずか2社（教育芸術社、教育出版）を残すのみとなっている。

音楽の教科書には、これまでどのような教材が取り上げられてきたのであろうか。そこで本研究では、戦後今日まで、小学校の教科書の中から鑑賞教材に絞り、その歴史的変遷と傾向を調査によって明らかにすることを試みた。

I 資料収集の方法

調査の対象とした教科書は、昭和22年から現在までに文部省の検定を受けている教科書の中から次のような手続きによって選んだ。

1. 出版社ならびに使用年度

出版社は、基本的に現在発行している3社に限定した（教育芸術社、教育出版、東京書籍）。使用年度に関しては、現行の平成18（2006）年度のものから過去10年ごとにさかのぼり、平成8（1996）年度、昭和61（1986）年度、昭和51（1976）年度、昭和41（1966）年度、昭和31（1956）年度、そして昭和22（1947）年の第1次学習指導要領試案³⁾施行から昭和26（1951）年の第2次学習指導要領試案施行までの教科書の中から、揃えることが可能なものを調査した。なお、昭和31年度以前の教科書においては、一つの教科書会社において複数の版があるものや、同一教科書の使用期間が出版社や版によって異なる場合があることが判明した。

教科書の収集にあたっては、現行のものに関しては教師用指導書も含めて入手し、その他のものに関しては、松江教育センターや財団法人教科書研究センター附属教科書図書館（東京都江東区千石）に出向き蔵書を閲覧、またはコピーした。

なお、各教科書会社が発行する教科書名や、それぞれの使用期間（使用年度）や教科書番号などに関しては、該当する年度ごとにインターネットで教科書研究センターの蔵書検索を利用して調べた。

2. 学習指導要領

学習指導要領については、NICER(教育情報ナショナルセンター)<<http://www.nicer.go.jp/>>のウェブサイトより、過去の学習指導要領<<http://www.nicer.go.jp/guideline/old/>>を参考とした。

3. 学習指導要領と収集した教科書との関係

学習指導要領は、ほぼ10年ごとに改訂がなされているが、本研究で取り上げた教科書の使用年度と学習指導要領の改訂年における関係は、第1表の通りである（108頁参照）。

本研究では、学習指導要領の試案の時期も含めた教科書のデータも集めようと試みた。しかし、この期間に該当する教科書に関しては、すべてを揃えることが不可能であったため、収集可能なものに限って考察した。

II 学習指導要領における取り扱いの変化

調査した年度ごとの教科書に対応する、学習指導要領の特質は次の通りである。

1. 昭和22年（第1次学習指導要領一般編（試案））

この学習指導要領は日本初の学習指導要領であるが、試案であっておよそ1年という短い期間に取りまとめられたもので、内容が十分にまとまっておらず⁴⁾、全国に普及させるために必要な法的規範力も持っていない。

2. 昭和26年（第2次学習指導要領一般編（試案））

昭和22年に告示された第1次学習指導要領一般編に準拠したものである。この試案には、第3次から第6次学習指導要領にあるような鑑賞共通教材（110頁の第6表⁵⁾を参照）を明記していない。また、この学習指導要領の巻末には「鑑賞用音楽レコード一覧表」といった表があり、これは昭和22年度の第1次学習指導要領においても、巻末に付録として掲載されている。この一覧表の中には、授業で使用が期待される楽曲名や、その楽曲が収められているレコードの会社名や演奏者、演奏形態などの詳細が掲載されている⁶⁾。なお学年による鑑賞教材は、第1次学習指導要領においては学年ごとに分類されているが、この改訂版においては「低学年・中学年・高学年」の3つに分類されており、鑑賞教材数そのものが大幅に増加している。具体的な増加数は、第1学年と第2学年を合わせた低学年のものが12曲、第3学年と第4学年を合わせた中学年のものが27曲、そして第5学年と第6学年を合わせた高学年のものが37曲である（なおこれらの数値には、第1次のレコード一覧表に掲載されていた楽曲のうち、学年を超えて改訂版に掲載されたものも含めてある）。

3. 昭和33年（第3次学習指導要領）

第3次学習指導要領は法的規範力を持つものとして、全国的に指導内容の統一が図られるようになった。また音楽科における共通教材が最初に示されるようになったのも、この第3次学習指導要領からである⁷⁾。共通教材とは「児童の音楽的情操を育て、生活の中へ音楽を浸透させ、うるおいを持たせるため」、また「全国の生徒が共通に歌ったり、聴いたりすることができるように」という理由で、全ての学年にわたって表現（歌唱）と鑑賞の領域で示されるようになった教材のことである⁸⁾。この「共通教材」は、それぞれの学年において3曲、学習指導要領に定められていた（110頁の第6表を参照）。ただし「共通教材」という言葉は、この学習指導要領の中には明記されていないが、全国「共通」の教材がこの指導要領以降、示されたと周知されている⁹⁾。

4. 昭和43年（第4次学習指導要領）

各学年の〈内容〉の項目に、それぞれ「A基礎」「B鑑賞」「C歌唱」「D器楽」「E創作」の5つの項目を設けている。また、扱うべき鑑賞教材の数も「共通教材3曲を含めて年間8曲以上」と、多く指定されている。

5. 昭和52年度（第5次学習指導要領）

前述の第4次学習指導要領と比較すると、＜内容＞の項目が「A表現」「B鑑賞」の2つに削減されている。これは、それまでの緻密且つ詰め込み型の教育体制の反省から、学習指導要領においてゆとり教育を掲げ、音楽科のみならず全教科において授業数や学習内容の削減が進められたためにとられた方法と考えることができる。この時には、鑑賞領域における教材数も、それまでの「共通教材3曲を含めて年間8曲以上」から「共通教材3曲を含めて年間6曲程度」といった具合に縮小、改訂された。

6. 平成元年（第6次学習指導要領）

＜各学年の目標及び内容＞の中の＜目標＞の部分が、それまでの学年ごとの提示から、〔第1学年及び第2学年〕、〔第3学年及び第4学年〕、〔第5学年及び第6学年〕といった具合に、2学年ごとの提示へと改訂された。

7. 平成10年（第7次学習指導要領）

第7次学習指導要領の特徴は、鑑賞領域において鑑賞共通教材が示されなくなったことである。また、第6次学習指導要領において、＜各学年の目標及び内容＞の＜目標＞の部分が2学年ごとに示すよう改訂されたのに加え、この第7次学習指導要領では、さらに＜内容＞の部分に関しても2学年ずつ示すよう改訂された。

Ⅲ 教材数にみる鑑賞教材の変遷

1. 各発行会社における教材数の比較

ここでは、教科書発行会社ごとに教材の数を比較した（109頁の第2表から第4表参照）。なお、昭和22年度から昭和26年度においては、「教育出版」の全学年のみ収集が可能であった。これらの教科書は、目次と本文が歌唱と器楽教材のみで占められており、鑑賞教材は中学年以上の教科書にしか掲載されていないため、低学年の数値は記載していない。なお掲載方法は、教科書の最後のページに「この音楽をききましょう」というカテゴリーの中で、作曲者名と楽曲名が記載されているだけのものである。このように当時の鑑賞教材は、歌唱、器楽、鑑賞の3分野が、目次にも本文にも同じような比率でくまなく掲載されている現在の教科書における取り扱いとは異なる。それはおそらく、当時はオーディオ機器が普及しておらず、現在のように気軽に音楽を鑑賞することが難しかったため、どうしても鑑賞教材を後回しにせざるを得なかったと考えられる。

また昭和31年度に関しては、教育芸術社の低学年と東京書籍の第1、2、3年生の教科書からは、鑑賞教材と判断できる教材が見当たらなかったため、数値は記載していない。また、この年の教科書に注目すると、どの作品が鑑賞教材であるのか判断できるような記載が、目次の中に一切されていないことが特徴として挙げられた。そのためこの年の鑑賞教材の抽出は、教科書の中から次のような判断を基準とした。

- ① 鑑賞のマーク、及びレコードのマークのついている教材

- ② 「トランペットのおんがく」や「吹奏楽の音楽」などではなく、明確な作品名や「○○をききましょう」というような記述のある教材
- ③ 作曲家の伝記と、楽曲の楽譜の一部が掲載されている教材

またこの年の低学年を中心とした教科書には、作曲者名を記載していない教材が数多く見られ、そのような場合には「鑑賞用音楽レコード一覧表」を参考に分類した。

なお昭和41年度以降の教科書においても、目次には鑑賞教材として記載されていない作品が、教科書の中では実際に鑑賞教材として取り上げられている場合もあった。しかしこの年以降の鑑賞教材の作品は、参考曲および関連楽曲などを除くほとんどの場合において、鑑賞教材として判別できるように(レコードマークの付記や、「鑑賞」という枠のなかにくくってまとめてある)目次に記載されていた。

分類の結果、「東京書籍」においては、昭和41年度から平成8年度使用の教科書に掲載してある教材の数が、全学年で統一されてあった。それに対して、「教育出版」及び「教育芸術社」においては教材の数がほとんど統一されておらず、昭和61年度の「教育出版」と平成8年度の「教育芸術社」に掲載されている教材がそれぞれ、各学年6教材ずつに統一されていた。また「教育出版」においては、昭和41年度使用の教科書に掲載されている教材の数が他の年度のものよりも多く、また学年によって10曲から14曲とかなりばらつきがある。なお昭和51年度から平成8年度の教科書においては、「教育出版」を含めてどの発行会社も学習指導要領に示される教材数を満たすものであった(昭和51年度においては、共通教材3曲を含めて8曲以上、昭和61年度および平成8年度においては、共通教材3曲を含めて6曲程度)。

教科書に掲載する鑑賞教材の数を絞り、教師がそれら全てをくまなく取り上げて指導を行うような形が良いのか、それとも多くの鑑賞教材をあらかじめ教科書に掲載し、その中から教師が選択できる余地を広げることによって、児童や学校、及び教師自身に合った指導を行うような形が良いのかは、指導者及び研究者によって見解は様々であろう。筆者は、後者のほうが大切であると考え。なぜならば小学校の音楽科の指導では、教科書に頼る場合が多いであろう。そのため、教科書に掲載される教材の数が少なく質が限定されてしまうと、さまざまな児童に対応した柔軟な授業がなされないことになるからである。したがって教材を、複雑になったり混乱が生じたりしない程度に増やし、教材選択の可能性を教科書の中に残すような教科書が求められるのである。

2. 年代別に見る教材数の比較

ここでは、3社に掲載されている教材数の比較を中心に考察していく。まず、3社それぞれの教材の合計数を、教科書の対象年度別に区分け、それを学年ごとに振り分けた数値を第5表に示す(110頁参照)。ただし、昭和22年度から26年度の教科書の教材数と、昭和31年度の第1、第2および第3学年の教科書の教材数の数値は、本研究で収集できた教材に限った数値である。すると、ここからいくつかの興味深い結果が検出された。まず、第1次および第2次学習指導要領に準拠した教科書と、第3次学習指導要領に準拠した教科書との教材数の比較についてである。昭和31年度以前の教科書は、指導要領自体も現在のように内容を限

定しておらず、取り扱うべき鑑賞教材の数も明記されていなかった。そのため教科書発行会社によっては、鑑賞教材を掲載していないところもあり、掲載数が各発行会社によって全く異なるなどの現象が起こっていた。加えて、低学年の教科書における鑑賞教材はほとんどなかった。したがって、鑑賞教材を掲載していない発行会社の教科書に関しては、教科書そのものは鑑賞領域の指導には有効に機能していない。しかしこのことは逆に、当時の教師は教科書に縛られずに、教材を自由に教科書以外から収集できたのではないだろうか。

しかし、第3次学習指導要領以降、各教科書発行会社の教材の掲載数が「共通教材3曲を含めて8曲以上」と規定され、その中で内容選択の視点などの統一が図られた。また鑑賞の領域に関してその内容は、それ以前のものとは比べてかなり精査されたものであり、それは第4次学習指導要領においても大きな変更が見られなかった。このような理由から、昭和41年度と昭和51年度では、ほぼ同じように他の年度よりも教材数が多いと考えられる。

次に、第4次学習指導要領に準拠した教科書と、第5次学習指導要領に準拠した教科書との教材数の比較についてである。この第4次から第5次にかけての教材数の減少は、第4次学習指導要領における「共通教材3曲を含めて8曲以上」から、第5次学習指導要領における「共通教材3曲を含めて6曲程度」といった、縮減方向の改正が大きく影響したと考えられる。また昭和51年度の教科書は、各教科書に掲載されている鑑賞教材が、他社の教科書に掲載されている鑑賞教材と重複する割合が高いことも特徴として挙げられる。なお、昭和61年度に掲載されている鑑賞教材のうち、発行会社同士で重複するものは、鑑賞共通教材が主であった。

最後に、第6次学習指導要領に準拠した教科書と、第7次学習指導要領に準拠した教科書との教材数の比較についてである。第7次と第6次学習指導要領の大きな違いは、鑑賞共通教材そのものと、取り扱うべき数が示されなくなったことである。以前は「共通教材3曲を含めて6曲程度」と明記されていた制限がなくなったことから、3社を合わせた鑑賞教材の掲載数は、第6学年を除いて各学年とも、若干増えたものと考えられる（110の第5表参照）。また共通教材が、第7次学習指導要領に示されなくなったことにより、掲載される教材が発行会社同士で重複することが少なくなり、教材を選択する幅が広がったとともに、各教科書発行会社独自の視点が生かされることになった。このことは逆の観点から見ると、それまでの学習指導要領の内容は、教科書の教材の掲載を制限するものになっていたと考えられる。

3. 鑑賞教材の掲載方法の変化

各発行会社に掲載されている共通教材には取り扱い方において、いくつかの興味深い点があった。共通教材が示されるようになった第3次学習指導要領から第6次学習指導要領に対応する教科書では、3社とも鑑賞共通教材が全て掲載されるようになる。そのうち特徴的なものは、第4次学習指導要領から第6次学習指導要領の、第5学年に示された滝廉太郎の歌曲である。彼の歌曲については、学習指導要領において次のように述べられている。

第4次学習指導要領：「滝廉太郎の歌曲」

第5次学習指導要領：歌曲「花」、「荒城の月」又は「箱根八里」のうち1曲

第6次学習指導要領：歌曲「荒城の月」、歌曲「箱根八里」、歌曲「花」のうち1曲

以上のように、第4次では取り扱う歌曲が限定されていないが、第5次および第6次では、指定された3曲の中からいずれか1曲を選択するよう指示されている。これをもとに実際に教科書を調査したところ、第4次から第6次に対応する教科書において全て、「花」、「荒城の月」および「箱根八里」の3曲が、3社全てに掲載されていた。

もう1つは、第5次学習指導要領と第6次学習指導要領における第6学年の共通教材、山田耕筰の歌曲である。

第5次学習指導要領：歌曲「この道」、「赤とんぼ」又は「待ちぼうけ」のうち1曲

第6次学習指導要領：歌曲「赤とんぼ」、歌曲「この道」、歌曲「待ちぼうけ」のうち1曲

これに関しても実際には、指定された3曲全てを3社とも掲載している。

このように、教科書発行会社がいずれか1曲を、学習指導要領から選択して掲載するのではなく、学習指導要領に示されている3曲全てを掲載することによって、「3つの歌曲から共通して感じ取れる作曲者の作風を味わう」といったような、いわば作曲者の個性を学ぶことをねらいとしていると思われる。そうであるならば、このような掲載方法は大変効果的といえるだろう。

また、ベンジャミン作曲「ジャマイカンルンバ」については、「東京書籍」と「教育芸術社」において取り上げられる学年に差が見られ、「東京書籍」では主に低学年に、また「教育芸術社」では、昭和51年度の第1学年用に掲載された例を除いて、中学年および高学年の教科書に掲載されている。まず「東京書籍」の場合、この作品は「アイアイ」（宇野誠一郎作曲、相田裕美作詞）とセットで掲載され、小さな子供たちが親しみを持てるように手でリズム打ちをしたり、体を動かしたりする活動が設定されている。一方で「教育芸術社」の場合には、「いろいろな木の実」（西インド諸島民謡、中山知子作詞）とセットで掲載されており、リズムを打ちながら聴くという点では「東京書籍」と同じであるが、それに加えて中、高学年向けに、ルンバについての簡単な説明や、そこで使われる楽器などについても触れられており、カウベルやクラベス、マラカスといった楽器を用いたり、その音色に似せた楽器を製作したりする活動も設定されている。さらに鑑賞後の活動のために、器楽合奏用に編曲されている楽譜が掲載されている年度のもの（昭和61年度）もあった。このように同じ教材でも、発行会社における取り扱い方や、掲載学年に差があることが明らかになった。なお、この「ジャマイカンルンバ」は、教育出版には全く掲載されていない。

また、同じ教材を掲載する状況が、発行会社において異なっていることも明らかになった。例えば「東京書籍」や「教育芸術社」は、何度も同じ教材を繰り返し掲載しているが、「教育出版」は、どちらかといえば同じ教材の掲載の繰り返しは少ない。またどの出版社においても、同じ教材を別の学年の教科書にも掲載する傾向がみられた。

このように、掲載状況が発行会社によって異なる現状は、学習目標や指導目標を考慮しつつ、良いものを残そうと努める「東京書籍」や「教育芸術社」と、子供たちを取り巻く音楽環境や社会情勢の変化に敏感に対応し、それに沿った適切な教材を積極的に取り入れようとする「教育出版」との間で、2つの、いわば相対的な性質が浮き彫りになった。

しかし、その後の第7次学習指導要領において、取り扱うべき教材数の記述が削除されてからは、3社とも教材の数が増加傾向にある。また単元だけでなく、その単元内に収められ

ている教材の数も増加しており、全体的に掲載される教材が増えている。特に「東京書籍」では、平成18年度において、第3学年以上の教科書の巻末に「音楽のたから箱」という鑑賞のページが用意されている。つまり各学年において、「東京書籍」が独自に設定したテーマに沿って教材が選定されており、主要な教材の補充など、学校や児童の実態に応じた柔軟な指導ができるように構成されている¹⁰⁾。このように、発行会社によって教科書の構成も少しずつ異なってきたが、教科書発行会社がその会社独自の教育理念を持つことは重要である。

このように、鑑賞共通教材が示されず、取り扱う教材の数も指定されなくなってからの教科書の歴史は、まだ新しく始まったばかりである。今後は学習指導要領に基づきながら、各発行会社が独自の個性的なスタイルを、もっと前面に出していくことになると思う。

IV 鑑賞教材の掲載頻度に見る変遷

教材によっては、戦後の変遷の中で教科書に何度も掲載されているものや、1度しか掲載されないものなど様々であるが、ここでは頻繁に掲載されている教材の中から、特徴的な次の3曲に関して考察する。

1. サン・サーンス作曲「白鳥」

この教材は、第3次学習指導要領から第6次学習指導要領まで、鑑賞共通教材とされてきた。また、鑑賞共通教材そのものがまだ示されていなかった第3次学習指導要領以前の、第1次、および第2次学習指導要領に対応する教科書（教育出版）においても掲載されていた。これは当時、指導する教材を選択する上で1つの目安となっていた「鑑賞用音楽レコード一覧表（第1次及び第2次学習指導要領（試案）の巻末付録）」にもこの教材が掲載されていたことによると考えられる。さらに、鑑賞共通教材が示されなくなった第7次学習指導要領に対応する平成18年度の教科書においても、3社全てがこの作品を掲載している。このようにこの作品は、第3次学習指導要領以降、3社全てに掲載され続けている唯一の教材なのである。ところが興味深いことに、昭和31年度以降使用の教科書においては、チェロの演奏する「白鳥」を取り上げているが、昭和23年度使用の教科書の巻末ページでは、クラリネットでの演奏を鑑賞するように掲載されている。なぜクラリネット版なのかということに関しては、はっきりと解明できなかった。しかし、当時の学習指導要領（試案）の巻末付録の「音楽鑑賞用レコード一覧表」には、演奏形態としてチェロの演奏と、フルートで演奏したものが挙げられている。また、頻繁に取り上げられる理由として、この楽曲は全体的に叙情性に富んでおり、構成も28小節と短いため、鑑賞するには子どもが飽きることなく、器楽の独奏という演奏形態を理解させるのには最適な教材であることなどが考えられる。

なお、この作品と同じように、第3次から第6次学習指導要領において鑑賞共通教材に挙げられた作品は、イエッセル作曲「おもちゃのへいたい」と、ベートーベン作曲「トルコ行進曲」の2つである。しかしこれらの教材は、平成18年度使用の教科書においては1社ずつしか掲載していない。このような傾向から、「白鳥」が鑑賞教材として有効とされていたことは明らかである。

2. ハイドン（L.モーツァルト）作曲「おもちゃのシンフォニー」

かつて鑑賞共通教材として示された教材が、共通教材として示されなくなってもなお、教科書に掲載される例は多い。この「おもちゃのシンフォニー」はその代表ともいえる教材で、第3次学習指導要領において、第3学年の鑑賞共通教材として示されていた教材である。また鑑賞共通教材として示される以前は、昭和23年度の教育出版の教科書で第3学年に、また昭和31年度においては、第3学年（教育芸術社）および第4学年（教育出版）に掲載されている。この作品は第4次学習指導要領以降、鑑賞共通教材ではなくなり、昭和51年度の教科書では一度姿を消す。しかしその後、第5次学習指導要領期間である昭和61年度以降の教科書では、第1学年の教科書を中心に、低学年の教科書において3社、または数社ずつ掲載されるようになっていく。なおこの作品は、水笛やガラガラ、おもちゃのラッパなどが効果的に使用される愉快的な交響曲であり、楽曲の構成や楽器編成は小さく、演奏時間も短い楽曲である。

ところで、この作品が鑑賞共通教材として示されていた第3次学習指導要領には、鑑賞指導法に関して次のような指示がなされている¹¹⁾。

「第3学年以後、鑑賞教材などに関連して、そのつど日本及び外国の名高い作曲家や演奏家についての逸話などを聞かせ、親しみを持たせるように指導することが望ましい。」

ここでは、低学年を除く児童に対して楽曲をただ聴かせるだけではなく、作曲者の生き方や時代背景などについても学習し、そこから作品に対して児童に興味を抱かせるような指導を、教師に求めたことは明らかである。しかしこのようなスタイルは、第4次学習指導要領以降ではあまり重視されなくなり、指示そのものもなくなった。したがって、作曲家や作風との関連を持たせるような幾分高度な学習スタイルというよりも、もともと純粹に聴こえてくる音を楽しむ学習できるこの作品を、低学年向きに採用するようになったと考えられる。

調査を進めるにつれ、掲載対象の学年が年度によって異なる教材が、他にもあることが明らかになった。例えば、ベートーベン作曲の「メヌエット」は、昭和23年度および昭和31年度使用の教科書では高学年において掲載されている。しかし、昭和41年度使用の教科書では一度その姿を消すものの、昭和51年度以降では、第3学年以下の教科書にしか掲載されていない。これは、レコードや演奏会など子どもを取り巻く音楽環境が徐々に整っていったことと関係しているのではないかと考えられる。戦後間もない頃は、レコードやラジオなどの音源はほとんど普及しておらず、子どもが音楽を鑑賞できるのは学校の音楽の授業が中心であった。しかし、徐々に音楽を鑑賞する環境が整ってくると、今の子供たちは学校の音楽教育以外の場面でも、幼少の頃から音楽に触れる機会が増えてくる。このように考えると鑑賞教材も、対象とする学年を下げる必要性が生じ、このことは結果として「音楽の鑑賞における年齢の若年化」が、ある程度起こっているのではないだろうか。

3. ポーランド民謡「クラリネットポルカ」

この作品は、2拍子の快活な舞曲リズムを特徴に持つポーランド民謡である。この作品

は一度も鑑賞共通教材として学習指導要領の中に示されたことがないが、昭和51年度において「教育芸術社」の第3学年に掲載されてから、昭和61年度使用と平成8年度使用の教科書では3社全ての教科書に掲載されるなど、比較的頻繁に出てくる教材である。その理由としてこの作品は、クラリネットの音色に親しみやすく、演奏時間もそれほど長くないことなどが挙げられる。しかし、この作品は、「民謡」という性格を前面に押し出すような掲載の仕方は、あまりされていないため、今後はこのような観点からの掲載も検討の余地があるだろう。

この教材のように、鑑賞共通教材として示されることがなかった教材でありながら、掲載される頻度が高い教材の中に、ブラームス作曲「ハンガリー舞曲第5番」があった。この作品は「クラリネットポルカ」のように掲載される頻度は高くないが、昭和51年度の教科書以来、数社の教科書が掲載し続けている。この作品は、ハンガリーの舞曲をもとにブラームスが作曲した全21曲の作品集の中で、最も有名な曲の1つである。ロマ風の哀愁をおびた緩やかな部分である「ラッサン」と、激しく躍動的な部分である「フリスカ」の部分が効果的に表現されており、変化に富んだ楽曲は、子どもにとっても、比較的曲想をイメージしやすい教材である¹²⁾。世界のグローバル化が進む中、このような民俗的な旋律に親しむことができる教材を掲載していくことは、これからの鑑賞指導において必須な条件であると考えられる。

このように、時代の流れの中で掲載スタイルが変容する教科書は、他にもみられた。例えば、第5次及び、第6次学習指導要領において鑑賞共通教材とされていた、アンダーソン（アメリカ）の作品のうち、「トランペットふきの休日」や「シンコペーテッドクロック」や「おどる子ねこ」などのように、演奏時間の短く親しみやすいセミ・クラシック風の作品¹³⁾が低学年を中心に多く取り上げられていた。

また戦後間もない頃は、ベートーベンやモーツァルト、およびハイドンのように純粋なクラシック作品が中心として掲載されていたが、時代が下がるにつれ、映画音楽やミュージカルの音楽も掲載されるようになった。これは、教材として使用できる映画音楽やミュージカルの音楽などが増えたことや、こどもを取り巻く環境が変化し、純粋なクラシックの楽曲だけでは子どもの興味や関心を引き出すことが難しくなってきたのではないかと、といったことが考えられる。

このように時代の流れと共に、掲載する教材もさまざまなジャンルから選択されるようになるなかで、昔から掲載してきた名曲も残していくといった傾向は、どの発行会社にも見られることが明らかになった。

おわりに

今回の研究では3社分に限られたが、各時代によって教材数が異なり、また時代が下がるにつれ、作曲者について学ぶために鑑賞教材を扱う形から、鑑賞教材そのものを味わう際に、作曲者やその作品の背景についても触れるといった形へと変化していることなどが判明した。また当然のことではあるが、いつの時代においても学習指導要領の教育理念が、教材の掲載スタイルを規定する。今後は、中学校における教科書の変遷についても調査し、検討を進めたい。

注および引用文献

- 1) 浜野政雄「新版 音楽教育学概説」音楽之友社 1973, p.276を参照した。
- 2) 中村紀久二「教科書の編纂・発行等教科書制度の変遷に関する調査研究」『平成7～8年度科研費研究成果報告書』。
- 3) ここから先に出てくる「第〇次」といった記述は、「日本音楽教育事典」音楽之友社 2004, p.220の「学習指導要領(楠瀬敏則著)」中の表現を用いた。
- 4) 浜野政雄著作集編集委員会編「浜野政雄評論集 戦後音楽教育は何をしたか」音楽之友社 1982, p.18。
- 5) 「日本音楽教育辞典」音楽之友社 2004, 「共通教材(山本史茂著)」中にある「別表2 小学校学習指導要領における鑑賞共通教材の変遷(p.319)」を引用した。
- 6) サン＝サーンス作曲「白鳥」の場合は「II 鑑賞講座 C.レクレーション a) 静思の時間
14. 白鳥(サン＝サーンス)……フルート モイーズ(フルート奏者) C.(コロンビア社) 10”(レコードの大きさが10インチ) 1.(レコード面が1面) D(1枚当たりの価格が30円)」と紹介されている。
なお、この「鑑賞用音楽レコード一覧表」は、教育情報ナショナルセンターウェブサイト上で閲覧が可能である。
<http://www.nicer.go.jp/guideline/old/s22ejo/app.htm>
- 7) 関根豊吉「音楽科教育学概論」音楽之友社 1985, p.23。
- 8) 吉富功修「重要用語300の基礎知識 8巻 音楽科重要用語300の基礎知識」明治図書 2001, p.162。
- 9) 吉富功修「重要用語300の基礎知識 8巻 音楽科重要用語300の基礎知識」明治図書 2001, p.162。
- 10) 東京書籍ホームページ内<http://ten.tokyo-shoseki.co.jp/downloadfr1/pdf/eox44947.pdf>にある平成17年度用の内容解説資料「各領域の活動・D.鑑賞の活動について」中の、第3・4年および第5・6年の活動内容の欄を参考とした。
- 11) インターネットhttp://ibuki.ha.shotoku.ac.jp/~ishihara/shidou/shidou_index.htmlより、昭和33年の小学校学習指導要領の「音楽」を選択し、「第3指導計画作成および学習指導の方針」の項目中の「2各領域について(1)鑑賞」中の項目「ウ」を抜粋した。
- 12) 真篠将「音楽の鑑賞指導」明治図書 1972, p.154を参考とした。
- 13) この言葉については、真篠将の「音楽の鑑賞指導(明治図書、1972)」中に出てくる表現(例えば、p.139の「トランペット吹きの休日」の中で使われている)を参考とした。

参考文献

- 1) 文部省「小学校学習指導要領音楽科編(試案)昭和26年(1951)改訂版」教育出版 1951。
- 2) 相原末治「『共通教材』の系統性」『季刊音楽教育研究 62』第33巻第1号 音楽之友社 1990, pp.14-24。
- 3) 吉田孝「戦後初期の学校音楽の改革」『季刊音楽教育研究 60』第32巻, 第3号 音楽之友社 1989, pp.92-104。
- 4) 野村幸治「一九五〇～六〇年代の学校音楽の動向」『季刊音楽教育研究 60』第32巻, 第3号 音楽之友社 1989, pp.105-117。
- 5) 西澤昭男「『教育改革』下の学校音楽 七〇～八〇年代 新学習指導要領のねらいと今後の展望」『季刊音楽教育研究 60』第32巻, 第3号 音楽之友社 1989, pp.118-128。
- 6) 真篠将「戦後四十年をふりかえって 学習指導要領の法的拘束力」『季刊音楽教育研究 46』第29巻, 第1号 音楽之友社 1986, pp.73-76。

- 7) 花村大「戦後四十年をふりかえって 学習指導要領(試案)の誕生」『季刊音楽教育研究 46』第29巻, 第1号 音楽之友社 1986, pp.77-81。
- 8) 鷺尾勝「学校音楽におけるコミュニケーションの構造」『季刊音楽教育研究 45』第28巻, 第4号 音楽之友社 1985, pp.2-10。
- 9) 上原朗永「音楽教育における教師・教材・子どもの関係」『季刊音楽教育研究 45』第28巻, 第4号 音楽之友社 1985, pp.11-18。
- 10) 徳丸吉彦「鑑賞教育の新しい可能性」『季刊音楽教育研究 41』第27巻, 第4号 音楽之友社 1984, pp.2-10。
- 11) 宮野モモ子「楽典・指導内容そして教材 教材概念の歴史的系譜と展望」『季刊音楽教育研究 41』第27巻, 第4号 音楽之友社 1984, pp.19-30。
- 12) 小崎佑「児童の発達と教材 小学校教材の取扱い」『季刊音楽教育研究 41』第27巻, 第4号 音楽之友社 1984, pp.31-42。
- 13) 河本健一「音楽好きの子どもを育てる教材 児童の認識と教科書教材の現状」『季刊音楽教育研究 41』第27巻, 第4号 音楽之友社 1984, pp.54-62。
- 14) 冬木透「教材を作る『教材』という名の音楽」『季刊音楽教育研究 41』第27巻, 第4号 音楽之友社 1984, pp.81-87。
- 15) 下村哲夫「音楽の学習と学校段階」『季刊音楽教育研究 38』第27巻, 第1号 音楽之友社 1984, pp.34-44。
- 16) 山本文茂「音楽科におけるカリキュラム開発の基礎 学校段階による内容規定の問題をめぐって」『季刊音楽教育研究 38』第27巻, 第1号 音楽之友社 1984, pp.45-53。
- 17) 堀田正昭「中等教育における音楽の性格 教科書の内容について」『季刊音楽教育研究 38』第27巻, 第1号 音楽之友社 1984, p.83。
- 18) 服部公一「教科書 教材としての楽曲選択について」『季刊音楽教育研究 26』第24巻, 第1号 音楽之友社 1981, pp.6-9。
- 19) 米沢純夫「教育課程を考える時」『季刊音楽教育研究 26』第24巻, 第1号 音楽之友社 1981, pp.10-19。
- 20) 松本恒敏・中島恒雄「小学校音楽教科書私案(第3学年)」『季刊音楽教育研究 26』第24巻, 第1号 音楽之友社 1981, pp.56-99。
- 21) 山本文茂「教材の条件とは何か」『季刊音楽教育研究 26』第24巻, 第1号 音楽之友社 1981, pp.100-107。
- 22) 『教育音楽小学版』第58巻, 第6号 音楽之友社 2003。
- 23) 『教育音楽小学版』第57巻, 第2号 音楽之友社 2002。
- 24) 『教育音楽小学版』第55巻, 第11号 音楽之友社 2000。
- 25) 『教育音楽小学版』第54巻, 第5号 音楽之友社 1999。
- 26) 山崎英則、片山宗二ほか「教育用語辞典 第3版」ミネルヴァ書房 2005。
- 27) 『教育音楽』井上武士「音楽教材論」第6巻, 第6号 音楽之友社 1951, pp.24-29。
- 28) 『教育音楽』眞篠將「教師と音楽教科書」第6巻, 第7号 音楽之友社 1951, pp.24-27。
- 29) 『教育音楽』山本榮「教材の配列と利用」第6巻, 第7号 音楽之友社 1951, pp.32-35。
- 30) 日本音楽教育学会「日本音楽教育辞典 第1刷」音楽之友社 2004。
- 31) 日本音楽教育学会「日本音楽教育辞典 第2刷」音楽之友社 2004。
- 32) 小川昌文「戦後音楽教科書教材の研究 その1 — バロック期以前の教材の特徴と問題点 — 前編」『大分大学教育学部研究紀要』第9巻第1号, 1987, pp.87-98。

- 33) 小川昌文「戦後音楽教科書教材の研究 その1 — バロック期以前の教材の特徴と問題点 — 後編」『大分大学教育学部研究紀要』 第10巻第1号, 1988, pp.145-163。
- 34) 菅道子「戦後の文部省著作音楽科教科書にみる教材構成の原理 — 音楽内容の系統性と生活題材の系統性との両立をめぐる —」『人間発達研究（お茶の水女子大学）』 第27号2004, pp.17-32。
- 35) 文部省学習指導要領準拠「鑑賞指導の手引」平成18～11年度用 教芸の小学校音楽鑑賞CD 教育芸術社【小学生の音楽】準拠 日本コロムビア株式会社 1996
- 36) 中等科音楽教育研究会「改訂新版 中等科音楽教育法 中学校・高等学校教員養成課程用」音楽之友社 2004。
- 37) 川池聰「学習指導要領早わかり解説 小学校新音楽科授業の基本用語辞典」明治図書出版 2000。
- 38) 大学音楽教育研究グループ「小学校課程のための教科教育法 音楽編」教育芸術社 2000。
- 39) 供田武嘉津「日本音楽教育史」音楽之友社 1996。
- 40) 木村信之「音楽教育史：昭和戦後」音楽之友社 1993。
- 41) 真篠将先生退官記念著作集編集委員会「真篠将先生退官記念著作集 真篠将 音楽教育を語る」音楽之友社 1986。
- 42) 浅香淳「新音楽辞典 人名」音楽之友社 1982。
- 43) 日本教職員組合「77年度版 小学校教科書の研究：自主編成の視点から全教科の分析と検討」一ツ橋書房 1976。
- 44) 高萩保治「音楽鑑賞教育法」音楽之友社 1974。
- 45) 浜野政雄「学校における音楽教育の変遷 — 学習指導要領の改訂を軸として —」『音楽芸術』 音楽之友社 1995, pp.18-22。

考察の対象とした教科書

・昭和22年度～昭和26年度を対象とした教科書

教育出版：てをうちながら／第1学年（昭和24年発行）
 口をそろえて／第二学年（昭和23年発行）
 きれいな声で／第三学年（昭和23年発行）
 みんなで歌う／第四学年（昭和23年発行）
 あの音 あの声／第五学年（昭和23年発行）
 世界の音楽／第六学年（昭和23年発行）

・昭和31年度を対象とした教科書

教育芸術社：一ねんせいのおんがく、二ねんせいのおんがく、三年生の音楽
 四年生の音楽、五年生の音楽、六年生の音楽（昭和28年発行）
 教育出版：しょうがくせいのおんがく1、2、小学生の音楽3～6（昭和27年発行）
 東京書籍：あたらしいおんがく1ねん～3ねん、新しい音楽4年～6年（昭和27年発行）

・昭和41年度を対象とした教科書

教育芸術社：一ねんせいのおんがく、二ねんせいのおんがく、三年生のおんがく
 四年生の音楽、五年生の音楽、六年生の音楽（昭和40年発行）
 教育出版：新版 標準おんがく1ねん、2年、新版 標準音楽3～6年（昭和40年発行）

- 東京書籍：新編 あたらしいおんがく 1～3、新編 新しい音楽 4～6（昭和40年発行）
- ・昭和51年度を対象とした教科書

教育芸術社：小学生のおんがく 1、2、小学生の音楽 3～6（昭和49年発行）

教育出版：新訂 しょうがくおんがく 1、新訂 小学音楽 2～6（昭和49年発行）

東京書籍：新訂 あたらしいおんがく 1、新しい音楽 2～6（昭和49年発行）
 - ・昭和61年度を対象とした教科書

教育芸術社：小学生のおんがく 1、2、小学生の音楽 3～6（昭和61年発行）

教育出版：新訂 しょうがくおんがく 1、新訂 小学音楽 2～6（昭和61年発行）

東京書籍：新編 あたらしいおんがく 1、新しい音楽 2～6（昭和61年発行）
 - ・平成8年度を対象とした教科書

教育芸術社：小学生のおんがく 1、小学生の音楽 2～6（平成8年発行）

教育出版：おんがく 1、音楽 2～6（平成8年発行）

東京書籍：新編 あたらしい音楽 1、新編 新しい音楽 2～6（平成8年発行）
 - ・平成18年度を対象とした教科書

教育芸術社：小学生のおんがく 1、小学生の音楽 2～6（平成17年発行）

教育出版：小学音楽 おんがくのおくりもの 1、小学音楽 音楽のおくりもの 2～6（平成17年発行）

東京書籍：新編 あたらしいおんがく 1、新編 新しい音楽 2～6（平成17年発行）

参考資料

<第1表> 考察した教科書の対象年度と学習指導要領改訂年の対比表

考察した教科書の対象年度	学習指導要領改訂年
昭和23年度及び24年度 (1948、1949)	昭和22年（第1次学習指導要領一般編（試案））
昭和31年度（1956）	昭和26年（第2次学習指導要領一般編（試案）改訂版） （小学校学習指導要領音楽科編（試案）改訂版）
昭和41年度（1966）	昭和33年（第3次学習指導要領）
昭和51年度（1976）	昭和43年（第4次学習指導要領）
昭和61年度（1986）	昭和52年（第5次学習指導要領）
平成8年度（1996）	平成元年（第6次学習指導要領）
平成18年度（2006）	平成10年（第7次学習指導要領）

<第2表>教育出版の教材数

教育出版	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
昭和22年～26年度教科書 (第1次学習指導要領に準拠)	0	0	12	12	12	12
昭和31年度教科書 (第2次学習指導要領に準拠)	7	6	8	10	8	8
昭和41年度教科書 (第3次学習指導要領に準拠)	11	12	10	14	10	12
昭和51年度教科書 (第4次学習指導要領に準拠)	10	8	8	8	9	10
昭和61年度教科書 (第5次学習指導要領に準拠)	6	6	6	6	6	6
平成8年度教科書 (第6次学習指導要領に準拠)	6	6	6	6	7	8
平成18年度教科書 (第7次学習指導要領に準拠)	7	7	9	9	7	6

<第3表>教育芸術社の教材数

教育芸術社	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
昭和22年～26年度教科書 (第1次学習指導要領に準拠)						
昭和31年度教科書 (第2次学習指導要領に準拠)			1	2	5	4
昭和41年度教科書 (第3次学習指導要領に準拠)	9	9	8	9	8	7
昭和51年度教科書 (第4次学習指導要領に準拠)	8	9	8	8	8	8
昭和61年度教科書 (第5次学習指導要領に準拠)	6	7	7	6	7	7
平成8年度教科書 (第6次学習指導要領に準拠)	6	6	6	6	6	6
平成18年度教科書 (第7次学習指導要領に準拠)	6	6	5	5	7	6

<第4表>東京書籍の教材数

東京書籍	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
昭和22年～26年度教科書 (第1次学習指導要領に準拠)						
昭和31年度教科書 (第2次学習指導要領に準拠)				2	1	5
昭和41年度教科書 (第3次学習指導要領に準拠)	8	8	8	8	8	8
昭和51年度教科書 (第4次学習指導要領に準拠)	10	10	10	10	10	10
昭和61年度教科書 (第5次学習指導要領に準拠)	6	6	6	6	6	6
平成8年度教科書 (第6次学習指導要領に準拠)	6	6	6	6	6	6
平成18年度教科書 (第7次学習指導要領に準拠)	9	8	7	7	7	8

＜第5表＞3社の教材数

教育出版 教育芸術社 東京書籍	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
昭和22年～26年度教科書 (第1次学習指導要領に準拠)	0	0	12	12	12	12
昭和31年度教科書 (第2次学習指導要領に準拠)	7	6	9	14	14	17
昭和41年度教科書 (第3次学習指導要領に準拠)	28	29	26	31	26	27
昭和51年度教科書 (第4次学習指導要領に準拠)	28	27	26	26	27	28
昭和61年度教科書 (第5次学習指導要領に準拠)	18	19	19	18	19	19
平成8年度教科書 (第6次学習指導要領に準拠)	18	18	18	18	19	20
平成18年度教科書 (第7次学習指導要領に準拠)	22	21	21	21	21	20

＜第6表＞小学校学習指導要領における鑑賞共通教材の変遷

	曲目及び作曲者	S33	S43	S52	H元
第一学年	「アメリカン・パトロール」(ミーチャム)				○
	「おどる子ねこ」(アンダソン)			○	○
	「おもちゃの兵隊」(イエッセル)	○	○	○	○
	「ガボット」(ゴセック)	○	○	○	
	「森のかじや」(ミハヤエリス)	○	○		
第二学年	「かじやのポルカ」(ヨゼフ・シュトラウス)				○
	「出発」(組曲「冬のかがり火」から)(プロコフィエフ)				○
	「トルコ行進曲」(ベートーベン)	○	○	○	○
	「かっこうワルツ」(ヨナッソン)	○	○	○	
	「ユーモレスク」(ドボルザーク)		○		
第三学年	「メヌエット」(歌劇「アルチーナ」から)(ヘンデル)			○	
	「おどる人形」(ポルディーニ)	○			
	歌劇「軽騎兵」序曲(スッペ)		○	○	○
	「ポロネーズ」(管弦楽組曲第2番から)(パッサ)			○	○
	「メヌエット」ト長調(ベートーベン)			○	○
第四学年	組曲「アルルの女」より「メヌエット」(ビゼー)		○		
	「金婚式」(マリー)	○	○		
	「金と銀」(レハール)	○			
	「おもちゃのシンフォニー」(ハイドン)	○			
	「ノルウェー舞曲」第2番イ長調(グリーグ)				○
第五学年	「白鳥」(サン・サーンス)	○	○	○	○
	ホルン協奏曲 第1番 第1楽章(モーツァルト)			○	○
	「軍隊行進曲」(シューベルト)	○	○		
	「ステーターズワルツ」(ワルトトイフェル)	○	○		
	「ガボット」(ラモー)			○	
第六学年	「管弦楽のための木挽歌」(小山清茂)				○
	「荒城の月」「箱根八里」「花」のうち1曲(滝廉太郎)		○	○	○
	ピアノ五重奏曲「ます」第4楽章(シューベルト)			○	○
	歌劇「ウイリアム・テル」序曲(ロッシーニ)	○	○	○	
	組曲「くりみ割り人形」(チャイコフスキー)	○	○		
第七学年	「タンホイザー行進曲(合唱の部を含む)」(ワーグナー)	○			
	「赤とんぼ」「この道」「待ちぼうけ」のうち1曲(山田耕作)			○	○
	組曲「道化師」(カバレフスキー)				○
	「春の海」(宮城道雄)			○	○
	「六段」(八橋検校)	○	○		
第八学年	組曲「ペールギュント」第1(グリーグ)	○	○	○	
	「流浪の民」(シューマン)		○		
	第9交響曲から合唱の部(ベートーベン)	○			